

# 補助金・助成金を 利用するときの 経理処理



国や行政、民間から一定の条件を満たした企業に対して支給される補助金・助成金。さまざまなメリットがあるものの、収益区分や計上のタイミングなど判断に迷うことも少なくない。経理上、知っておきたい基礎知識をまとめた。

公認会計士・税理士

佐藤修 一

補助金・助成金とは、国や行政、民間から一定の条件を満たした企業に対して給付される金銭です。毎年募集するものや期間限定のものなど、その種類は数百にのぼり、金額も数万円から1000万円を超えるものまで様々です。

一般に、経済産業省や中小企業庁が実施するものを「補助金」、厚生労働省が実施するものを「助成金」と呼びますが、それぞれの給付対象や内容、手続きの方法は大きく異なります（図表1）。

たとえば、中小企業庁は、中小企業の発展を趣旨としているため、補助金の対象は、設備投資、研究開発、広告宣伝、運転資金など事業活動全般と幅広いものとなっています。ここ数年、実施されているものとしては「創業・第二創業促進補助金」「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」「小規模事業者持続化補助金」などがあります。

一方、助成金を支給する厚生労働省は、職業の安定、人材育成を趣旨としているため、助成金の内容も、雇用、人材育成を促進するものを中心となります。「雇用調整助成金」「特定求職者雇用開発助成金」「キャリアアップ助成金」

などが代表的なものです。補助金と助成金の最も大きな違いは、助成金が要件を満たした事業者に対して原則給付されるのに対し、補助金はあらかじめ採択件数や予算が決まっており、審査員による採択の可否について申請書等の審査が行なわれる点です。

しかも、補助金の場合、申請したからといって、必ず希望額が支給されるわけではありません。審査を通過したのち、支給金額について再審査が行なわれ、ようやく

図表1 補助金・助成金の違い

	補助金	助成金
返済義務	なし	なし
実施主体	経済産業省・中小企業庁	厚生労働省
審査	あり	なし
給付内容	創業、商品開発、設備投資等事業活動全般にかかる	雇用、人材の育成
募集期間	短期間 (1か月程度が多い)	長期間 (通年で随時)
給付時期	補助事業終了後 (半年から1年・後払い)	申請処理後 (2か月～3か月)

正式な給付となります。  
 いずれも、毎年1月～3月に募集されることが多いのですが、一般に、助成金に比べ、補助金は募集期間が短く、採択率が数%になるケースもあり、難易度が高いといえるでしょう。

こうした手続きの違いが以降の会計や税務処理の判断にも影響してきますので、補助金・助成金を受け取る際には注意が必要です。  
 また、「給付金」「支援金」など異なる名称であっても、実質的に補助金・助成金と同等の性格をもつものであれば、同じように経理処理するものとして、本稿を読み進めていただければと思います。

## 補助金・助成金はどのよつに仕訳するのか

補助金・助成金には、経費を補てんするタイプと、固定資産の購入など一定の目的のために行なわれるタイプの2種類があります。

このうち、経費になるものとしては次のようなものがあり、これらは通常の経理処理となります。  
 ・新製品・サービス開発に係る研究開発費  
 ・人件費

- ・教育訓練費
- ・旅費交通費
- ・設備投資
- ・専門家に対する謝金
- ・委託費
- ・家賃
- ・広告宣伝費
- ・修繕費

サービスの提供を受け、それに対する債務が確定した発生時に費用として計上し、資産計上すべき設備投資などがあれば、減価償却費として経費処理を行ないます。

一方、補助金・助成金の対象となる経費以外の収入は、損益計算書上、「売上高以外の収益」として計上します。これは、本業に関する収入ではないからです。

その金額が「①臨時」かつ「②巨額」なものである場合は、「特別利益の補助金収入」、そうでない場合には「営業外収益の雑収入」に区分され、特別利益か営業外収益かによって、経常利益の金額も変わってきます。

注意したいのは、給付される金額や個々の企業の事情によって、金額的な重要性が異なってくる点です。補助金・助成金は、もともと臨時的な収入であるため、①の要件については問題になりません

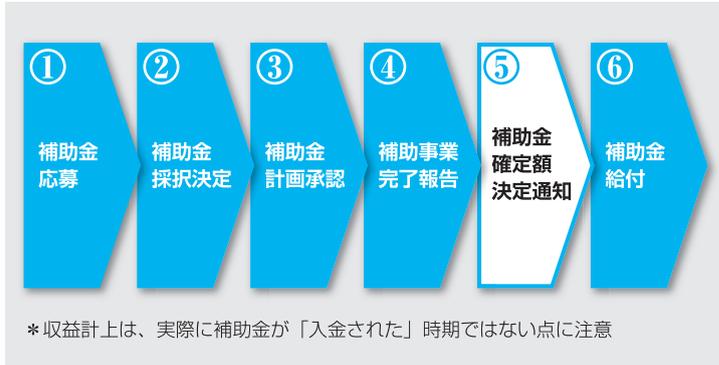
が、②の妥当性については目安がなく、個別に検討が必要です。

## 間違いやすい 収益計上のタイミング

補助金・助成金を収益として計上する時期は、「給付が決定した」タイミングです。「入金された」タイミングではない点を、まず押さえておきましょう。

ただし、先の「補助金・助成金の違い」で取り上げたとおり、審

図表2 補助金の給付までの流れ



査の有無や給付時期の違いなどがあるため、「給付が決定した」と考えるタイミングは、補助金・助成金でそれぞれ異なります。

## 〔補助金の収益計上時期〕

通常、補助金の応募から給付までは、図表2のようなフローで手続きが行なわれます。申請した経費が支給対象となるかどうかなど審査を要するため、収益として計上するのは、「給付の通知を正式に受けた時点(⑤)」となります。

## 〔助成金の収益計上時期〕

助成金は、一定の条件を満たせば、審査なしで給付されるため、正式な通知を受ける前であっても、「助成金の対象となる経費を支出した時期」に給付が決定したと考えます。

「助成金の対象となる経費を支出した時期」＝「助成金の給付の通知を正式に受けた年度」であれば、具体的な金額が確定していませんので、収益計上の時期で迷うことはないでしょう。

たとえば、「キャリアアップ助成金」の総額が200万円、対象となる教育訓練経費の支出が200万円だったとします。この教

図表3 助成金の会計処理

①「給付決定時」に仕訳する場合
(借)現金預金* 200万円 / (貸)雑収入200万円
<small>*年度末で未入金の場合は「未収入金」</small>
②「経費を支出した時期」に仕訳する場合
(借)未収入金** 100万円 / (貸)雑収入100万円
<small>**当年度に支出した助成金対象経費金額</small>

育訓練経費を支出した時期と、キャリアアップ助成金を受給した年度が同じであれば、その受給される助成金（決定額）について、**図表3①**のように会計処理します。

一方、「助成金の対象となる経費を支出した時期」≠「助成金を受給の通知を正式に受けた年度」の場合、どの金額をもって収益に計上するかが問題になってきます。

助成金の対象となる経費を支出した次の年度以降に助成金の給付通知を正式に受けるケースです。

この場合、「助成金の対象となる発生した経費に対する」助成金の金額を見積もり、収益計上する必要があるようです。

先ほどと同様、「キャリアアップ助成金」の総額は200万円です。当年度の教育訓練経費の支出が100万円だったとします。

この場合は、**図表3②**のようになります。これは、年度単位で収益と経費を対応させて利益を計算するという税法上の趣旨に基づくものです。

### 補助金・助成金は課税されるのか

補助金・助成金を受け取った場合、経理上は雑収入として計上するため、原則として、所得税、法人税ともに課税対象となります。

一方、消費税は、サービスの提供に見合う対価として受け取る金銭に対して課される税金です。補助金・助成金は、国や行政に対して申請者がサービスの提供を行なうものではないため、課税対象にはなりません。

ただし、補助金の場合、対象となる経費の一定割合部分に対して支給されるため、法人税の課税が生じないケースもあります。

たとえば、3分の2の補助率の

補助金が見積もり、収益計上する必要があるようです。

先ほどと同様、「キャリアアップ助成金」の総額は200万円です。当年度の教育訓練経費の支出が100万円だったとします。

この場合は、**図表3②**のようになります。これは、年度単位で収益と経費を対応させて利益を計算するという税法上の趣旨に基づくものです。

### 「課税を一時回避する圧縮記帳」

補助金を利用して設備投資を行なう場合、支出金額≧経費（損金）とはならないため、税務上は資産計上し、経費にできるのは、減価償却費の金額です。

しかし通常、補助金事業は回収に時間がかかるため、補助金すべてを設備投資に使ってしまえば、手元に税金を払うためのキャッシュが残っていないというケースもあります。

そこで、補助金の効果を最大限に活かすため、法人税等の課税を一時的に回避する「圧縮記帳」という方法があります。

簡単にいえば、補助金の対象となった金額相当分を損失として計上し、その同額を資産金額から減額する経理処理のことです。

以下、事例で説明しましょう。

補助金が200万円（300万円×3分の2）給付されたとしても、補助金の対象となる金額（300万円）は、すべて設備投資以外の損金となる経費の支払いだった場合、補助金による収入（200万円）より経費（300万円）のほうが上回るため、実質的に課税が生じないのです。

### 通常の場合

図表4 経理処理方法の違いによる比較

〔耐用年数5年の300万円の機械を期首に補助金200万円で購入した場合〕

◎通常の処理方法			
①設備購入時	……(借)機械	300万円/(貸)預金	300万円
②補助金受給時	……(借)預金	200万円/(貸)雑収入	200万円
③決算時	……(借)減価償却費	60万円/(貸)機械	60万円(1年分)
◎圧縮記帳の処理方法			
①設備購入時	……(借)機械	300万円/(貸)預金	300万円
②補助金受給時	……(借)預金	200万円/(貸)雑収入	200万円
③決算時	……(借)固定資産圧縮損	200万円/(貸)機械	200万円
	(借)減価償却費	20万円/(貸)機械	20万円*
			*100万円(300万円-200万円)÷5年

(1) 通常の処理方法と圧縮記帳(直接減額方式)

所得計算	I 通常の処理	II 圧縮記帳	III 所得差額
①設備購入時	-	-	-
②補助金受給時	+2,000,000円	+2,000,000円	-
③決算時			
固定資産圧縮損		△2,000,000円 <sup>*1</sup>	△2,000,000円
減価償却費	△600,000円	△200,000円	+400,000円
④合計	+1,400,000円	△200,000円	△1,600,000円

(2) 耐用年数経過時までの減価償却費と所得の関係

経過年数	I 圧縮記帳を行なわない場合の減価償却費	II 圧縮記帳を行なう場合の減価償却費	III 減価償却費差額
1年目	600,000円	200,000円	△400,000円
2年目	600,000円	200,000円	△400,000円
3年目	600,000円	200,000円	△400,000円
4年目	600,000円	200,000円	△400,000円
5年目	599,999円	199,999円	△400,000円
1年～5年目合計	2,999,999円	999,999円	△2,000,000円 <sup>*2</sup>

(3) 圧縮記帳(剰余金処分方式)の場合

①設備購入時	……(借)機械	300万円/(貸)預金	300万円
②補助金受給時	……(借)預金	200万円/(貸)雑収入	200万円
③決算時	……		
	(借)繰越利益剰余金	200万円/(貸)圧縮積立金(純資産の部)	200万円
	(借)圧縮積立金	40万円/(貸)繰越利益剰余金	40万円(1年分)
	(借)減価償却費	60万円/(貸)機械	60万円

利益計算	I 通常の処理	II 圧縮記帳(利益処分方式)	III 利益差額
①設備購入時	-	-	-
②補助金受給時	+2,000,000円	+2,000,000円	-
③決算時			
圧縮積立金			-
減価償却費	△600,000円	△600,000円	-
④合計	+1,400,000円	+1,400,000円	-

降の減価償却費が200万円(※2) 少なくなり、圧縮記帳を行なう場合は、所得が200万円大きくなることとなります。

5年間トータルで考えれば、いずれの方法によっても所得の金額は変わりませんが、圧縮記帳は、補助金を受給した年度の税負担を軽減できるため、補助金受給年度に資金繰り上のメリットがあるというわけです。

【圧縮記帳の問題点とその対策】

先に触れた圧縮記帳の方法は「直接減額方式」ともいいますが、税負担を軽減できる一方で、会計上の利益が、200万円の圧縮損の計上により減少するという問題点があります。圧縮損の金額が大きくなるほど、年度の利益が減少し、一時的に自己資金比率が低下して、金融機関からの与信評価上の評価が下がってしまう恐れがあ

るのです。

この弊害を防止するために、実は圧縮記帳には、「剰余金処分方式」という別の方法もあります。この方式ならば、当期の損益計算書に影響させずに、税負担を少なくすることが可能です。

先と同様の事例を「剰余金処分方式」で処理すると、図表4(3)のようになります。このように、剰余金処分方式を採用すれば、圧縮

記帳を行わない場合と同様の損益計算上の利益が計上できます。

\* \* \*

補助金・助成金の内容は日々変化しています。中小企業向け情報サイト「ミラサポ(<https://www.mirasapo.jp/subsidy/>)」をはじめ、中小企業庁や厚生労働省のホームページなどで最新の情報を入手し、自社の事業戦略にあった活用をしていきましょう。

さとう しゅういち 佐藤修一 公認会計士事務所代表。中小企業の経営体力強化、業績向上に役立つ会計サービスを提供。2013年6月、九州経済産業局より経営革新等支援機関として認定。 <http://satoscpa.com>